

◎新潟県告示第244号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第1項ただし書の規定による業務の規模の基準（平成12年1月新潟県告示第5号）を次のとおり改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年2月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
共済目的の種類	規模の基準	地域	共済目的の種類	規模の基準	地域
水稲	25アール	長岡市（旧中之島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域を除く。）、柏崎市及び刈羽村の区域	水稲	25アール	長岡市（旧中之島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域を除く。）、柏崎市、 <u>小千谷市、十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。）、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町</u> 及び刈羽村の区域
	30アール	<u>小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町</u> の区域		30アール	十日町市（ <u>旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。</u> ）、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域
	35アール	（略）		35アール	（略）
（略）			（略）		
備考 この表における「旧」を付けた市町村の名称及び区域は、平成17年3月31日現在におけるものを示す。			備考 この表における「旧」を付けた市町村等の名称及び区域は、平成17年3月31日現在におけるものを示す。		